

特定健康診査等実施計画 (第2期)

山梨県市町村職員共済組合

平成25年4月

特定健康診査等実施計画

[目次]

- 第一 目的
- 第二 山梨県市町村職員共済組合の現況
- 第三 達成目標
 - 1 特定健康診査の実績に係る目標
 - 2 特定保健指導の実施に係る目標
 - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等の対象者数
- 第五 特定健康診査等の実施方法
- 第六 個人情報保護
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支え手の減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて、当共済組合においても 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、第 2 期（平成 25 年度から平成 29 年度）の期間について定めるものとし、以後 5 年ごとに、5 年を 1 期として定めるものとする。

第二 山梨県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村役場等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成 24 年度の所属所数は 54 である。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は約 10,312 人で、平均年齢は 43.1 歳である。

また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は約 10,437 人で、平均年齢は 23.7 歳、男性が全体の約 4 割を占めている。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は当共済組合の人間ドックにより実施している。

また、被扶養者にあつては、各市町村が実施する住民健診等又は当共済組合の人間ドックにより実施している。

平成 23 年度の特定健康診査の実施率は、組合員が 79.5%、被扶養者が 46.8%、組合員と被扶養者を合わせた合計が 70.3%となっており、前年度と比べ上昇しているものの当該年度の目標値には及んでいない。

また、平成 23 年度の特定保健指導の実施率は、組合員と被扶養者を合わせた合計が 17.6%となっており、前年度と比べ上昇しているものの当該年度の目標値には及んでいない。

第三 達成目標（基本指針第三の一）

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率は基本的には 90%にする。

なお、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
組合員（%）	85	85	90	90	95	-
被扶養者（%）	55	60	65	70	75	-
計（%）	76	78	83	85	90	90

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 40%にする。

なお、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上 対象者数（人）	8,522	8,447	8,374	8,303	8,238	-
特定保健指導 対象者数（人）	1,545	1,536	1,527	1,519	1,511	-
実施率（%）	30	32	35	37	40	40
実施者数（人）	464	492	535	562	604	-

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とする。（国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

第四 特定健康診査等の対象者数（基本指針第三の二）

1 特定健康診査

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数（推計値）	2,316	2,264	2,215	2,167	2,124

2 特定保健指導

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	8,522	8,447	8,374	8,303	8,238
保健指導対象者計	1,545	1,536	1,527	1,519	1,511
実施率（％）	30	32	35	37	40
実施者数	464	492	535	562	604

第五 特定健康診査等の実施方法（基本指針第三の三）

1 実施場所

特定健康診査

被扶養者については、次の健診機関で受診する。

ア．山梨県保険者協議会の代表保険者が地域の医師会等と集合契約をする
その健診機関

イ．一般社団法人地方公務員共済組合協議会が全国的な機関グループと集
合契約をするその健診機関

ウ．当共済組合が直接契約する人間ドック指定医療機関

ア、イの健診機関で受診する場合は、「特定健康診査受診券」及び「組合員被
扶養者証」を実施機関に持参する。

特定保健指導

ア．当共済組合が直接契約する保健指導機関

イ．山梨県保険者協議会の代表保険者が地域の医師会や保健指導機関等と
集合契約をするその保健指導機関

ウ．一般社団法人地方公務員共済組合協議会が全国的な機関グループと集
合契約をするその保健指導機関

アの保健指導機関で実施する面談指導について、事業主健診を受けた方につ
いては所属所の協力を得て所属所内で実施し、人間ドックを受けた方につ
いては人間ドック受診医療機関で実施する。

イ、ウの保健指導機関で実施する面談指導については、面談指導の際に「特定

保健指導利用券」及び「組合員証」、「組合員被扶養者証」を持参し実施する。

なお、動機付け支援の6ヶ月後評価や、積極的支援の継続的支援、6ヶ月後評価については、保健師等が対象者に対し、個別に電話やメールで指導する。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

特定健康診査

代表保険者又は一般社団法人地方公務員共済組合協議会を通じて、集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

特定保健指導

ア．「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

イ．代表保険者又は一般社団法人地方公務員共済組合協議会を通じて、集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での指導が可能となるよう措置する。

5 受診・利用方法

特定健診等対象者に、受診券及び利用券を所属所等を通じ対象者に配布する。

特定健診等対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。

受診等にかかる窓口負担は、無料とする。

6 周知や案内の方法

当共済組合の広報誌及びホームページに掲載して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

- 7 事業主健診等の健診データの受領方法
健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。
- 8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法
「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。
- 9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項
通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第六 個人情報保護（基本指針第三の四）

- 1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等
健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。
- 2 記録の管理に関するルール
当共済組合は、山梨県市町村職員共済組合個人情報保護管理規定を遵守する。
当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。
当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。
外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第三の五）

本計画の周知は、ホームページ等に掲載する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第三の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。